

議案第 25 号

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 47 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中「100,000円」を「107,900円」に、「57,600円」を「75,800円」に、「45,500円」を「61,600円」に、「37,400円」を「55,700円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

議案第25号参考資料

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行				改 正 案					
別表（第13条関係）				別表（第13条関係）					
	区分	手当（年額）	費用弁償（1日）	備考		区分	手当（年額）	費用弁償（1日）	備考
団 員 手 当	団長	188,900 円	1,000円		団 員 手 当	団長	188,900 円	1,000円	
	副団長	146,500 円	1,000円			副団長	146,500 円	1,000円	
	分団長	<u>100,000</u> 円	1,000円			分団長	<u>107,900</u> 円	1,000円	
	部長	<u>57,600</u> 円	1,000円			部長	<u>75,800</u> 円	1,000円	
	班長	<u>45,500</u> 円	1,000円			班長	<u>61,600</u> 円	1,000円	
	団員	<u>37,400</u> 円	1,000円			団員	<u>55,700</u> 円	1,000円	
	略	略	略	略		略	略	略	略